

協会けんぽのインセンティブ制度とは？

十年末年始休業のお知らせ

いつもお世話になっております。

皆様は政府管掌の健康保険で新たに取組みが進められている、『インセンティブ制度』をご存知でしょうか。

こちらの制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組みに応じてインセンティブ(報酬金)を付与し都道府県支部ごとの健康保険料率に反映させるものです。上位23支部に該当した場合、結果に応じて料率が引き下げられます。

そしてこの度、平成30年度の実施結果が出ました。

令和2年度の保険料に反映されます。

なお、奈良支部の総合順位は40位でした。

5つの指標の各順位(奈良支部)

- ・特定健診等の受診率...38位.
- ・特定保健指導の実施率...39位.
- ・特定保健指導の減少率...5位.

- ・医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率...25位
- ・後発医薬品の使用割合...45位.

ちなみに、1位は佐賀支部とのことでした。

いかがでしょうか。上位23支部に入ることかできない場合は健康保険料率が0.004%上昇せざるを得ません。1位の佐賀支部に関しては、令和2年の料率が0.040%引き下げられるとのことでした。

《年末年始休業のお知らせ》

誠に勝手ながら、

12/28(土) ~ 1/5(日)まで

休業とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。